

兵庫県ボランティア活動等行事用保険

＜行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険・国内旅行総合保険（国内旅行傷害保険）・賠償責任保険（施設所有（管理）者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険）＞

1. 兵庫県ボランティア活動等行事用保険とは

この保険は、日本国内において「ボランティアグループやNPO法人などの市民活動団体」や「社会福祉協議会の会員団体」が主催者となる行事活動中の、ボランティアスタッフや参加者のケガおよび、主催者が法律上の賠償責任を負った場合に備えて加入いただくためのものです。

保険の種類	保険金をお支払いする主な場合
傷害保険	行事開催中の事故によりボランティアや参加者がケガをされた場合 ※日射病・熱射病（A1・A2型のみ）、細菌性食中毒・ウイルス性食中毒も対象になります。
賠償責任保険	行事開催中に参加者または第三者の身体や財物に損害を与え、主催者が法律上の損害賠償責任を負った場合（行事参加者各人が損害賠償責任を負った場合は本補償の対象外となります。）

2. 加入資格者

ご加入いただけるのは、行事主催団体・被保険者が、以下に該当する場合となります。

行事主催団体	社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会および兵庫県下各市町村社会福祉協議会の会員団体、同協議会に登録されたボランティア・市民活動団体に限ります。
被保険者 （補償の対象者）	（傷害保険） 行事主催団体が主催する行事のボランティアスタッフや参加者全員。 （賠償責任保険） 行事主催団体に限ります。

3. 対象となる行事と保険料

この保険の対象となる行事は平成29年4月1日午前0時から平成30年3月31日午後12時までに開催される行事となります。（各行事の保険期間は、行事開催連絡票に記入された日程初日の午前0時から日程末日の午後12時までの間で下記☆印に該当する期間をいいます。下記☆印をご覧ください。）

平成29年3月31日以前に開催される行事に関しては平成28年度用パンフレットをご覧ください。

宿泊を伴わない1日行事（A1型・A2型）

宿泊を伴わない1日行事は、行事内容により次のとおりとなります。

型	行事内容	保険料（注）
A1	ボランティアの集い（会合）、講習会（スポーツの場合は、実技を伴わないもの）、展覧会、工場見学、クリーンアップ作戦（公園清掃）、空き缶拾い、遠足（日帰り）、ハイキング、オリエンテーリング（徒歩によるもの）、いちご狩り、ソフトボール、バレーボール、テニス、卓球、ゴルフ、ボウリング、ゲートボール、パレード（徒歩によるもの）、おまつり（盆踊り、模擬店）、水泳、海水浴、バドミントン、アーチェリー、なわとび、ラジオ体操、体力テスト、ヨガ、ジャズダンス、炊き出し、料理教室 など	1名につき 50円
A2	アスレチック、駅伝、運動会、キャンプ（日帰り）、サイクリング、消火訓練（一般市民、学童等が行う程度のもの）、スケート、ツーリング（自動二輪、原付、自転車）、トライアスロン（水泳、自転車、マラソンの競争）、軟式野球、ハンドボール、バスケットボール、避難訓練（一般市民、学童等が行う程度のもの）、防災訓練（一般市民、学童等が行う程度のもの）、マラソン、野球教室（小・中学生対象で実技を伴う場合）、トランポリン、ジョギング、聖火リレー、納涼船、競歩、陸上競技、乗馬、剣道 など	1名につき 207円

※行事内容の区分は引受保険会社の規定によります。上記以外の行事を行われる場合は取扱代理店までお問い合わせください。なお、草刈り機を使用する行事は本保険ではお引き受けできません。

※加入団体は対象となる開催行事の全てをお申し込み下さい。一部の行事のみのお申し込みはできません。

※開催日数1日あたりの平均参加者が、20名以上必要です。

※おまつり等の行事における不特定の見物人は行事参加者に含めることはできません。

※行事の主催者の管理下に無い行事の練習は、この保険ではお引き受けできませんので、別途取扱代理店までご連絡ください。

☆宿泊を伴わない1日行事は、行事主催者の管理下（引受保険会社が閲覧可能な行事参加者（被保険者）の名簿の備え付けが必要です）のみ対象となりますので、管理下にない往復途上は対象となりません。

ただし、加入申込時に行事参加者（被保険者）の名簿（氏名、住所、電話番号の記載要）を提出いただくことにより、各被保険者の通常経路による往復途上も対象とすることができ（傷害保険のみ）、（行事開催日、場所が活動計画表および活動状況に関する実行状況日誌等の客観的資料により確定できている場合に限り）ます。）

宿泊を伴う行事（B型）

宿泊を伴う行事に関しては、行事内容にかかわらず次のとおりとなります。

宿泊日数	1泊2日	2泊3日	3泊4日	4泊5日	5泊6日	6泊7日
保険料（1名につき）（注）	321円	391円	398円	469円	476円	483円

※宿泊行事については、往復途上も含め住居を出た時から行事を終え住居に着くまでの間が補償対象となります（傷害保険のみ）。別途、行事参加者（被保険者）名簿（氏名、住所、電話番号、生年月日の記載要）をご提出ください。

（注）表示保険料の内訳（傷害保険・賠償責任保険）につきましては、8ページをご参照ください。

4. 補償内容

保険金の種類		(傷害) 保険金額 (賠償) 支払限度額・免責金額
傷害保険	死亡・後遺障害保険金額	500万円
	入院保険金日額	5,000円
	通院保険金日額	3,000円
	手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合… [入院保険金日額]×10 ② ①以外の手術の場合… [入院保険金日額]×5
賠償責任 保 険	身体障害	1名2億円・1事故4億円(免責金額なし)
	財物損壊	1事故1,000万円* (免責金額なし)

※生産物、受託者の保険期間中の財物損壊支払限度額は1,000万円です。引受保険会社からの財物損壊のお支払いが1,000万円を超える場合、超過分についての保険金のお支払いはできませんのでご注意ください。

5. 加入手続き

①所定の「行事開催連絡票」に必要事項(日程、活動内容、代表者名、保険料など)をご記入のうえ、最寄りの市区町社会福祉協議会のボランティアセンターへご提出ください。また、保険料については、所定の振込用紙で各団体から直接お振込ください。

※1日行事(A1型・A2型)で行事参加者(被保険者)の往復送迎も対象とする場合および宿泊行事(B型)の場合は、「行事参加者(被保険者)名簿」をご提出ください。なお、参加者の住所・氏名・電話番号およびB型の場合は生年月日が記載された既存の名簿がある場合には、それに替えることができます。その場合は、3部ご提出ください。

②行事の7日前までにお手続きいただきますようお願いいたします。

6. 事故対応

①事故が発生した場合には、ただちに加入手続きをした市区町社会福祉協議会に連絡し、「事故届出および証明書」を提出してください。

②保険金をお支払いする場合に該当されたときは、取扱代理店である俣兵庫福祉保険サービスまたは保険会社から保険金請求書類をお送りします。

【傷害保険について】

●<保険金をお支払いする場合に該当した時の引受保険会社へのご連絡>

保険金をお支払いする場合に該当したときは、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続きにつきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

●<保険金支払いの履行期>

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(*1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(*2)を終えて保険金をお支払いします。(*3)

(*1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(*2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(*3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

●<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
- ・引受保険会社所定の同意書
- ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等)
- ・引受保険会社所定の診断書
- ・診療状況申告書
- ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書

- ・死亡診断書
- ・他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類
- ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

●＜代理請求人について＞

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

（注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」

② 上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③ 上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

（*）法律上の配偶者に限ります。

●柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

●死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。

●死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めてあります。

【賠償責任保険について】

●＜事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等＞

事故が発生した場合、損害賠償請求がなされた場合、または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、加入手続きをした市区町社会福祉協議会にご連絡ください。

- | | | |
|--------------------|--------------|----------|
| ①損害の発生および拡大の防止 | ②相手の確認 | ③目撃者の確認 |
| ④損害賠償請求を最初に知った時の状況 | ⑤申し立てられている行為 | ⑥原因となる事実 |

●＜保険金のご請求時にご提出いただく書類＞

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

※1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。

※2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1)引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2)引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 ^(注) (注)事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性確認書類
(3)損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ②他人の財物損壊（財物の使用不能による間接損害を含みます。）の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ③①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類 ④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類 ⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸経費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本 修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証（写）、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部（個人）事項証明書 示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書 権利移転証（兼）念書
(4)被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 ①保険金請求権者を確認する書類 ②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類 ③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類 ④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書 引受保険会社所定の同意書 示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知 委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします^(注3)。

（注1）保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

（注2）保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（注3）必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

- 柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、保険金をお支払いする日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いをさせていただきます。また、鍼（はり）、灸（きゅう）、マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
- ＜示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。＞

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

7. 保険金をお支払いする場合・お支払いしない主な場合

【傷害保険】

※印を付した用語については、5ページ記載の「※印の用語のご説明」をご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	保険期間中の事故（B型（国内旅行総合保険（国内旅行傷害保険））＜以下B型＞については、国内旅行行程 [※] 中の事故）によるケガ [※] のため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 （注）既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ [※] ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●自動車等 [※] の無資格運転、酒気帯び運転 [※] または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置によるケガ（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療 [※] によるものである場合には、保険金をお支払いします。） ●戦争、その他の変乱 [※] 、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、A1型・A2型は条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約、B型は戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群 [※] 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見 [※] のないもの ●入浴中の溺水 [※] （ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん） [※] によって生じた肺炎 ●乗用具 [※] を用いて競技等 [※] をしている間のケガ ●下記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ 山岳登山 ^{（*1）} 、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 ^{（*2）} 操縦 ^{（*3）} 、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 ^{（*4）} 搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動 （*1）ビックル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいいます。 （*2）グライダーおよび飛行船を除きます。 （*3）職務として操縦する場合を除きます。 （*4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等を行い、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等）をいいます。）を除きます。
後遺障害保険金	保険期間中の事故（B型については、国内旅行行程 [※] 中の事故）によるケガ [※] のため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害 [※] が生じた場合	後遺障害 [※] の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。 （注1）政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。 （注2）被保険者が事故の発生日からその日を含めて180日を超えてなお治療 [※] を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生日からその日を含めて181日目における医師 [※] の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 （注3）同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 （注4）既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	保険期間中の事故（B型については、国内旅行行程 [※] 中の事故）によるケガ [※] のため、入院 [※] された場合	[入院保険金日額]×[入院 [※] した日数]をお支払いします。 （注1）事故の発生日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする入院した日数は180日が限度となります。 （注2）入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [※] を被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
手術保険金	保険期間中の事故（B型については、国内旅行行程 [※] 中の事故）によるケガ [※] の治療 [※] のため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に手術 [※] を受けた場合	次の算式によって算出した額をお支払いします。 ①入院 [※] 中に受けた手術 [※] の場合…[入院保険金日額]×10 ②①以外の手術の場合…[入院保険金日額]×5 （注）1事故に基づくケガ [※] について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガ [※] について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	
通院保険金	保険期間中の事故（B型については、国内旅行行程 [※] 中の事故）によるケガ [※] のため、通院 [※] された場合 （注）通院されない場合で、骨折、脱臼、靱（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位 [※] を固定するために医師 [※] の指示によりギプス等 [※] を常時装着したときは、その日数について通院したものみなします。	[通院保険金日額]×[通院 [※] した日数]をお支払いします。 （注1）事故の発生日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする通院した日数は90日が限度となります。 （注2）入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。 （注3）通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [※] を被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。	

- 日射または熱射による身体の障害をケガに含め傷害保険金（死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金をいいます。）をお支払いします。（「宿泊を伴わない1日行事（A1型・A2型）」のみ）
 - 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒もケガに含め傷害保険金（死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金をいいます。）をお支払いします（O-157、サルモネラ菌、ブドウ球菌、ボツリヌス菌などの細菌またはウイルスによる食中毒を補償します。）。
 - 傷害保険金について
 - ＜A1型・A2型（行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険）の場合＞
 - ・行事参加中の事故が保険金のお支払いの対象となります（往復途上傷害危険補償特約をセットする場合は参加者の自宅との往復途上における事故も対象となります。）。
 - ＜B型（国内旅行総合保険（国内旅行傷害保険））の場合＞
 - ・保険期間は、始期日の午前0時に始まり、満期日の午後12時に終わります。ただし、被保険者が旅行行程^{*}を開始する前および旅行行程を終了した後に生じた事故はお支払いの対象となりません。
 - ・乗客として搭乗する予定の航空機等が延期または欠航等の場合など、責任期間が自動的に延長される場合があります。
 - 宿泊を伴う行事（B型）には、「国内旅行傷害保険特約」がセットされるため、同特約をセットした補償内容を掲載しています。
 - 【保険責任の範囲に関するご注意】次の場合は、被保険者が日本国外において被ったケガ^{*}に対しても保険金をお支払いします。
 - ア、旅行行程^{*}中に被保険者が乗客として搭乗している航空機または船舶^(*)が通常の航路により日本国外を通過する場合
 - イ、その航空機または船舶が第三者による不法な支配を受けて日本国外に出た場合
 （*）日本国内から出発して日本国内に帰着する場合をいい、日本国外に寄港する予定のものを除きます。
 - すべてのご契約に＜A1型・A2型（行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険）の場合＞は「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」、＜B型（国内旅行総合保険（国内旅行傷害保険））の場合＞は「戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱^{*}、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは、宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
- ※印の用語のご説明
- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
 - 「医師」とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。
 - 「ギブス等」とは、ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギブスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。
 - 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
 - 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
 - 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
 - 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
 - 「傷害」とは、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(*)を含みます。（*）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
 - 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。
 - ・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱
 - ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）
 ただし、長管骨を含めギブス等^{*}の固定具を装着した場合に限り、
 ・肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）ただし、体幹部にギブス等の固定具を装着した場合に限り、
 ・後遺障害^{*}とは、治療^{*}の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見^{*}のないものを除きます。
 - 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^(*)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 - ②先進医療^{*}に該当する診療行為^(*)
 - （*1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
 - （*2）②の診療行為は、治療^{*}を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
 - 「先進医療」とは、手術^{*}を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
 - 「治療」とは、医師^{*}が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
 - 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療^{*}を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
 - 「入院」とは、自宅等での治療^{*}が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師^{*}の管理下において治療に専念することをいいます。
 - 「旅行行程」とは、行事開催連絡票記載の旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの行程をいいます。
 - 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
 - 「乗用具」とは、自動車等^{*}、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
 - 「競技等」とは、競技、競争、興行^(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。（*）いずれもそのための練習を含みます。
 - 「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
 - 「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ること（をいいます。）
 - 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等^{*}を運転することをいいます。
 - 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
 - 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。

【賠償責任保険】

保険金をお支払いする主な場合

【施設所有（管理）者特別約款】

被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が所有、使用もしくは管理している各種の施設・設備・用具等の不備、または被保険者もしくはその従業員等の業務活動中のミスにより発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。

【生産物特別約款】

被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が製造もしくは販売した製品、または被保険者が行った仕事の結果に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。

【受託者特別約款】

被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が他人から預かった受託物を保管もしくは管理している間に誤って壊したり、汚したり、紛失したり、または盗まれたりして、預けた人に元の状態では返還できなくなった場合に、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

<普通保険約款でお支払いの対象となる損害>

損害の種類	内 容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から2ページ記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、2ページ記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{⑥争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

「①損害賠償金」についてのご注意

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

受託賠償責任保険において、「①損害賠償金」の額は、被害受託物が損害の生じた地および時において、もし損害を受けていなければ有するであろう価額が限度となります。したがって、受託物の使用不能に起因する損害賠償金は対象となりません。

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。お客さまが実際にご加入いただく支払限度額および免責金額につきましては、2ページ記載の「4. 補償内容」欄にてご確認ください。

保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

<普通保険約款でお支払いしない主な場合>

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者の間に損害賠償に關し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が、所有、使用または管理する財物を、滅失、破損または汚損した場合において、その財物につき正当な権利を有するものに対して負担する損害賠償責任（受託者特別約款の受託者事故においては適用されません。）
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任（受託者特別約款の受託者事故においては適用されません。）
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または騒擾（そうじょう）、労働争議に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する損害賠償責任
- 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出または溢（いっ）出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。）
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任（ただし、医学的・科学的利用または一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ（ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。）の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。）

<賠償責任保険追加特約（自動セット）でお支払いしない主な場合>

- 直接であると間接であることを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれの事由についても、実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。
 - ◇石棉等（アスベスト、石棉製品、石棉繊維、石棉粉塵（じん））の人体への摂取もしくは吸引
 - ◇石棉等への曝露（ばくろ）による疾病
 - ◇石棉等の飛散または拡散

＜特別約款でお支払いしない主な場合＞

【施設所有（管理）者特別約款】

- 施設の構築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害
- 航空機の所有、使用または管理に起因する損害
- パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリングまたは熱気球の所有、使用または管理に起因する損害
- 昇降機（財物のみを積載する昇降機、サービスステーション施設内にあるオートリフト、機械式の立体駐車場は除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害
- 自動車（原動機付自転車を含みます。ただし、自動車または原動機付自転車が販売等を目的として展示されている場合であって走行していない場合は除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害
- 施設外における船舶または車両（自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害
- 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用・家事用器具からの蒸気・水の漏出、溢（いっ）出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢（いっ）出による財物の損害
- 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ、施設外にあるその他の財物に起因する損害
- 仕事の完成・引渡し・放棄の後に仕事の結果に起因する損害
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - ◇医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産または採血。その他法令により、医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
 - ◇はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
 - ◇理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士、獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為
- 被保険者が行うLPガス販売業務の遂行（LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。）に起因して生じた損害
- 石油物質が行事開催連絡票記載の施設から流出し、公共水域の水を汚染またはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他の損害の防止軽減のために要した費用（被保険者が支出したと否を問いません。）等

【生産物特別約款】

- 生産物の欠陥に起因するその生産物の滅失、破損または汚損自体（生産物の一部の欠陥によるその生産物の他の部分の滅失、破損または汚損を含みます。）に対する損害（使用不能または修補に起因する損害を含みます。）
- 仕事の欠陥に起因する仕事の目的物の滅失、破損または汚損自体（仕事の目的物の一部の欠陥による仕事の目的物の他の部分の滅失、破損または汚損を含みます。）に対する損害（使用不能または修補に起因する損害を含みます。）
- 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは引渡した生産物または行った仕事の結果に起因する損害
- 被保険者が仕事の行われた場所に設置または運搬した機械、装置または資材に起因する損害
- 保険期間中に既に発生していた事故と同一の原因により保険期間開始後に生じた事故に基づく損害
- 事故が発生したまたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために生産物または仕事の目的物について講じらるべき回収措置（回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置）を、被保険者が正当な理由なく怠ったとき、以後発生する同一の原因に基づく損害
- 事故が発生したまたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために行った生産物または仕事の目的物（生産物または仕事の目的物が他の財物の一部を構成している場合には、その財物全体を含みます。）の回収措置（回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置）に要する費用（被保険者が支出したと否にかかわらず、また損害賠償金として請求されたと否を問いません。）およびそれらの回収措置に起因する損害
- 生産物が成分、原材料または部品等として使用された（生産物が、特定の製品の梱包またはコーティングを目的として製造または販売された場合であって、その目的のとおりに使用されたときを含みます。）財物（完成品。以下同様です。）が、滅失、破損または汚損したことに起因する損害。ただし、完成品の損壊に起因して、完成品以外の財物に発生した損壊および身体の障害は除きます。
- 生産物が製造機械等または製造機械等の部品である場合の次のいずれかに該当する損害
 - ◇製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物（製造品・加工品。以下同様です。）が損壊したことに起因する損害
 - ◇製造品・加工品の色、形状等が本来意図したものと違うことに起因する損害。ただし、製造品・加工品の損壊に起因して、製造品・加工品以外の財物に発生した損壊および身体の障害は除きます。
- 生産物または仕事の結果が、所期の効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害。ただし、生産物または仕事の結果の機械的、電氣的またはこれらに類似の物理的かつ偶然な事故の結果として効能または性能が発揮されなかったことに起因する損害は除きます。
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - ◇医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産または採血。その他法令により、医師または歯科医師以外の者が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の者が行うことを許されている行為を除きます。
 - ◇はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことが許されていない行為を含みます。
- 保険の対象が医薬品等、医薬品等の製造・販売、臨床試験の場合に、特定の医薬品および特定の症状・事由に起因する損害
- LPガス販売業務の結果に起因する損害

【受託者特別約款】

- 被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いまたは加担した盗取に起因する損害
- 被保険者の使用人が所有または私用に供する財物の損壊、紛失または盗取に起因する損害
- 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董（とう）品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物の損壊、紛失または盗取に起因する損害
- 受託物の性質、瑕疵（かし）またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害
- 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用または家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢（いっ）出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢（いっ）出に起因する損害
- 屋根、樋、扉、窓、通風筒等からはいる雨または雪等に起因する損害
- 受託物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する損害
- 受託物の目減り、原因不明の数量不足または受託物本来の性質（自然発火および自然爆発を含みます。）に起因する損害
- 受託物に対する修理（点検を含みます。）または加工（受託物に作業を施して精度を高めたり、受託物の形状、色、用途または性質などを要することをいいます。）に起因して、受託物が損壊したことに起因する損害
- 受託物の自然の消耗、または受託物の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、またはその他これらに類似の事由に起因する損害
- 冷凍倉庫または冷蔵倉庫（10℃以下の低温で受託物を保管する倉庫をいいます。）内で保管される、または搬出もしくは搬入作業の通常の過程として一時的に倉庫外で保管される受託物の損壊に起因する損害
- 被保険者が管理または使用するヨット、セールボート、モーターボート等が損壊、紛失または盗取されたことに起因する損害

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

8. ご契約時にその他ご注意いただきたいこと

- 行事主催団体と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- 普通傷害保険および国内旅行総合保険（国内旅行傷害保険）は、社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会が保険契約者となる包括契約です。
- 賠償責任保険は、社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会が保険契約者となる通知精算方式の契約です。
- 次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
○ 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合
- 行事が中止または延期になった場合は、ただちに取扱代理店までご連絡ください。保険料の返金手続きをご案内のうえ、後日保険料を返金させていただきます。
- ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- 受付社会福祉協議会が確認印を押した行事開催連絡票のご加入者控が加入者証となります。加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- 本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループ会社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ（<http://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

● <保険会社破綻時等の取扱い>（平成29年1月現在）

- ・ 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。
- ・ 普通傷害保険および国内旅行総合保険（国内旅行傷害保険）は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
- ・ 賠償責任保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。）。補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

- （注）P1「3. 対象となる行事と保険料」に記載の保険料の内訳（傷害保険・賠償責任保険）につきましては以下のとおりとなります。

		1名あたり保険料	内 訳	
			傷 害 保 険	賠 償 責 任 保 険
A 1 型（宿泊を伴わない1日行事）		50円	37円	13円
A 2 型（宿泊を伴わない1日行事）		207円	181円	26円
B 型 （宿泊を伴う行事）	1泊2日	321円	307円	14円
	2泊3日	391円	370円	21円
	3泊4日	398円	370円	28円
	4泊5日	469円	434円	35円
	5泊6日	476円	434円	42円
	6泊7日	483円	434円	49円

お問い合わせ

最寄りの社会福祉協議会	兵庫県社会福祉協議会 地域福祉部 〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内 TEL 078-242-4634 FAX 078-242-0297
-------------	---

【引受保険会社】 三井住友海上火災保険株式会社 神戸支店神戸法人営業課 〒651-0171 神戸市中央区栄町通1-1-18 TEL078-331-8502 FAX078-331-5027	【取扱代理店】 株式会社 兵庫福祉保険サービス 〒654-0023 神戸市須磨区戎町4-1-17 TEL078-735-0166 FAX078-735-1890
---	--